

## 8. 学内ネットワーク・実習室利用ガイドライン

### (1) 実習室の利用

本校の実習室を利用する場合には、以下の注意事項を守ること。

- 1) 利用可能時間は、土曜日、日曜日、国民の休日及び本校が定めた休日を除き、原則として、午前9時30分から午後6時20分までとする。ただし、正規授業以外で5時限目（午後4時50分以降）の利用をする場合には、事前に実習室管理担当の教員の許可を受けること。
- 2) 設置されているコンピュータやプリンタなどの周辺機器、ネットワーク装置は、大切に利用すること。
- 3) 機器の破損、故障などのトラブルを発見した場合は、すみやかに授業担当の教員、または実習室管理担当の教員に申し出ること。
- 4) 授業担当の教員、または実習室管理担当の教員が割り当てたパソコンを使用すること。
- 5) 個人的なデータは、予め決められた場所に保存するか、USBメモリなどの個人用リムーバブルメディアに保存すること。
- 6) 放課後など正規授業以外で利用する場合には、事前に実習室管理担当の教員の許可を受けること。
- 7) 正規授業以外に検定試験、特別講座などが優先される場合がある。

### (2) 禁止行為

実習室内では、次の行為を禁止する。

- 1) 飲食・喫煙
- 2) 濡れた雨具などの持ち込み
- 3) 携帯電話やスマートフォンなどによる会話、着信音、音楽再生
- 4) 設置されているコンピュータや周辺機器、ネットワーク装置などのシステムに対する改変や破壊行為
- 5) 設置されている機器の実習室外への無断持ち出し
- 6) 機器を利用しないまま占有する行為
- 7) 過度の私語など他の学生の利用を妨げる行為
- 8) 個人的な内容のデータ保存や印刷行為
- 9) 実習室管理担当の教員が許可しないソフトウェアのインストール
- 10) 実習室管理担当の教員が許可しないパソコンの環境設定の変更
- 11) 営利を目的とした行為
- 12) その他、学内機器設備の維持や本校の教育研究活動などに支障を与える一切の行為

### (3) 損害賠償

実習室や貸出し用の情報機器等を利用する者は、故意又は過失により施設、設備及び備品などを破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (4) 懲戒

上記事項に違反した学生は、本校学則第37条に従って処分を受けることがあります。